

# 申立書

令和 年 月 日

(宛先) 春日井市長

証明申請者  
(所有者)

住所

氏名

このたび、私が建築し、又は取得しました次の家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

## 1 家屋の表示

所在地 春日井市

家屋番号

## 2 家屋の住居表示

(入居予定の住所地)

## 3 入居予定年月日

年 月 日

## 4 現在の家屋の処分方法等 (該当するものに○印をし、事由が判る書類を提出すること)

- (1) 現住家屋を売却する。(当該現住家屋の売買契約書等、売却を証する書類)
- (2) 現住家屋を賃貸する。(当該現住家屋の賃貸借契約書等、賃貸借を証する書類)
- (3) 現住家屋が借家・借間・社宅・寄宿舎・寮等で、契約を解除し明け渡す。(家主との賃貸借契約書や使用許可書等、自己の所有でないことを証する書類)
- (4) 現住家屋に親族等が住む。(当該親族の申立書等、申請者が居住用として使用しないことを証する書類)
- (5) その他、未定等 (疎明・弁明書類)

## 5 入居が登記後になる理由 (該当するものに○印をし、事由が判る書類を提出すること)

- (1) 資金を借りるため、抵当権設定を急ぐ。(資金の貸付等に係る金銭消費貸借契約書や支払期日の記載のある売買契約書等、資金借り入れを証する書類)
- (2) ( ) により登記までに入居できない。  
(宅建業者との引渡し期日の記載がある売買契約書の写し、治療期間が記載された医師の診断書等、登記までに入居できないやむを得ない事情を明らかにする書類)

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消すとともに登記所に通知され、税額の追徴を受けても異議ありません。

## 申立書提出にあたって〔注意事項〕

◎租税特別措置法による登録免許税の軽減措置は「当該個人の居住の用に供した場合」に適用されるものであり、本来住宅用家屋を取得し、当該家屋に入居した後に**住宅用家屋の証明**の申請を行うものです。

- ・ただし、病気療養、転勤、子どもの学校の関係で転居できない等、やむをえない事情が申請者からの疎明書類により明らかで、当該事情が終了して直ちに入居することが要請され居住の用に供した場合と同一視できる場合については、「**申立書**」による申請により特例の適用が認められています。
- ・申立書による運用の趣旨から、申立日から入居予定年月日までの期間は、通常、住居の移転に要する**1～2週間程度**の期間しか認められないものです。  
よって、住宅政策上、取得後**1年以上も入居しない不要不急の住宅需要**に対しては、援助を行う必要はないと解釈されています。
- ・なお、証明書交付後、虚偽の申立書により証明を受けたことが判明した場合には、当該証明書は登録免許税の軽減に該当しない物件について発行したものである旨を、名古屋法務局春日井支局に通知します。